

(案)

第4次地域管理経営計画書

(西毛森林計画区)

計画期間 自 平成22年4月1日
至 平成27年3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にするなどの財政の健全化や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

平成13年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、森林に対する国民の要請の多様化、木材の需要構造の変化等に対応するため、平成18年9月に新たな森林・林業基本計画が策定されたところである。

このような中で、平成20年12月には、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに策定され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性保全について、進めていくこととしている。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の西毛森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、西毛森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

西毛森林計画区的位置図



凡 例	
	森林管理局界
	森林計画区界
	森林管理署等界
	国 有 林
	官 行 造 林 地
	山 文 字
	森 林 管 理 署 名

目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
(1) 計画区の概況	1
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	1
ア 計画区内の国有林野の現況	1
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採総量	4
② 更新総量	4
③ 保護林	5
④ レクリエーションの森	5
(3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）	6
ア 生物多様性の保全	6
イ 森林生態系の生産力の維持	6
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な 社会・経済的便益の維持及び増進	7
キ 森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組	8
(4) 政策課題への対応	9
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
(1) 機能類型毎の管理経営の方向	10
ア 水土保全林における管理経営に関する事項	11
① 国土保全タイプ	11
② 水源かん養タイプ	11
イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項	12
① 自然維持タイプ	12
② 森林空間利用タイプ	12
ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項	13
(2) 地域ごとの機能類型の方向	14
ア 神流川地域	14
イ 鐺川地域	15
① 南牧・稲舎地区	15
② 荒船地区	15
ウ 碓氷川・烏川地域	16
① 観音山地区	16
② 妙義地区	16
③ 霧積地区	17
④ 細野・倉渕・榛名地区	17
3 流域管理システムの推進に必要な事項	19
4 主要事業の実施に関する事項	21

(1) 伐採総量	21
(2) 更新総量	21
(3) 保育総量	21
(4) 林道の開設及び改良の総量	21
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	22
1 巡視に関する事項	22
(1) 山火事防止等の森林保全管理	22
(2) 境界の保全管理	22
(3) 入林マナーの啓発・普及	22
2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	22
3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	23
(1) 保護林	23
○ 植物群落保護林	23
4 その他必要な事項	24
(1) ニホンジカ、ツキノワグマによる 食害、剥皮(樹皮剥ぎ)に関する事項	24
(2) その他	24
III 林産物の供給に関する事項	25
1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	25
2 その他必要な事項	25
IV 国有林野の活用に関する事項	26
1 国有林野の活用の推進方針	26
2 国有林野の活用の具体的手法	26
3 その他必要な事項	26
V 国民参加による森林の整備に関する事項	28
1 国民参加の森林に関する事項	28
2 分収林に関する事項	28
3 その他必要な事項	28
(1) 森林環境教育の推進	28
(2) 森林の整備・保全等への国民参加	28
VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	29
1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	29
(1) 林業技術の開発	29
(2) 林業技術の指導・普及	29
2 地域の振興に関する事項	29
3 その他必要な事項	30
森林の管理経営の指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、群馬県の南西部に位置する西毛森林計画区*内の国有林野29千haであり、当森林計画区の森林面積の26%を占めている。

当計画区は、利根川の支流、^{かながわ}神流川、^{かぶらがわ}鏑川、^{うすいがわ}碓氷川及び^{からすがわ}烏川の各河川の源流部であり、これら水系の上流域の国有林野は首都圏の重要な水源地帯に位置している。

林況*は、林地面積の55%がクリやミズナラなどを主とする天然林、45%がスギ、ヒノキを主とする人工林である。中でも安中市の^{ほその}細野地区で生産されるヒノキは「細野ヒノキ」の地域ブランドもあり、約1haの展示林を設定している。

当計画区の南部に位置する上野村には、原始的な天然ヒノキやシオジ天然林が大面積にわたって維持されており、「^{てんまるやま}天丸山天然ヒノキ植物群落保護林」、「^{ならはら}上野檜原のシオジ植物群落保護林」を設定している。また、豊かな森林景観等を背景に、北西部は「上信越高原国立公園」、西部は「妙義荒船佐久高原国立公園」等に指定されている。

当計画区は、温泉や湖沼、風光明媚な自然景観に恵まれ、都市部から比較的近距离に位置することから、登山、散策等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として、四季を通じて多くの人々に利用されている。

また、水源かん養保安林*が国有林野面積の66%に達し、西毛地域生活用水や農業用水を始め首都圏の水がめとして重要な役割を果たしている。

木材の流通加工については、神流川流域の藤岡市に「県産材センター」が稼働し、原木の流通加工体制が強化されている。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成21年3月31日時点）は、人工林を中心とする育成林が14,344ha（育成単層林*11,309ha、育成複層林*3,035ha）、天然生林*が13,075haとなっている。（図-1-1、図-1-2参照）

主な樹種別の材積をみると針葉樹ではスギ992千m³、カラマツ708千m³、ヒノキ315千m³、広葉樹ではナラ類が209千m³、ブナ165千m³、その他広葉樹が1,619千m³となってい

*【西毛森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、群馬県では、吾妻、利根上流、西毛、利根下流の4森林計画区に区画されています。

*【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

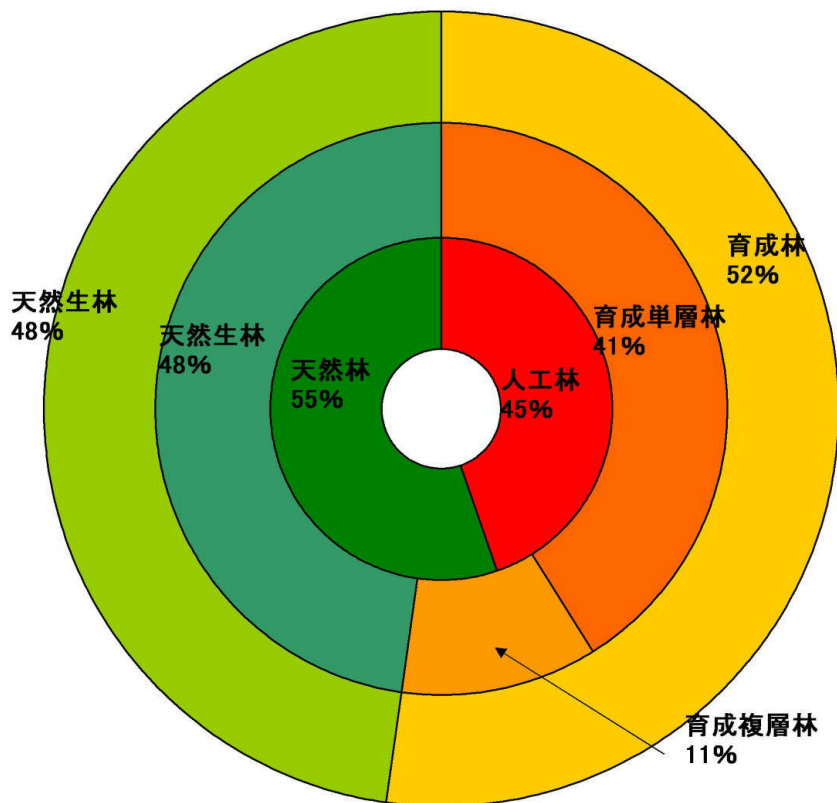
*【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

る。(図-2参照)

人工林について見ると、齢級[※]構成では図-3のとおりであり、4齢級以下の若齢級林分が1割と少なく、間伐適期である5齢級から9齢級が6割と大半を占め、10齢級以上の高齢級林分も3割となっている。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分(面積比)



※【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為(植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林(施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林。

※【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業(天然生林施業)が行われている森林。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況

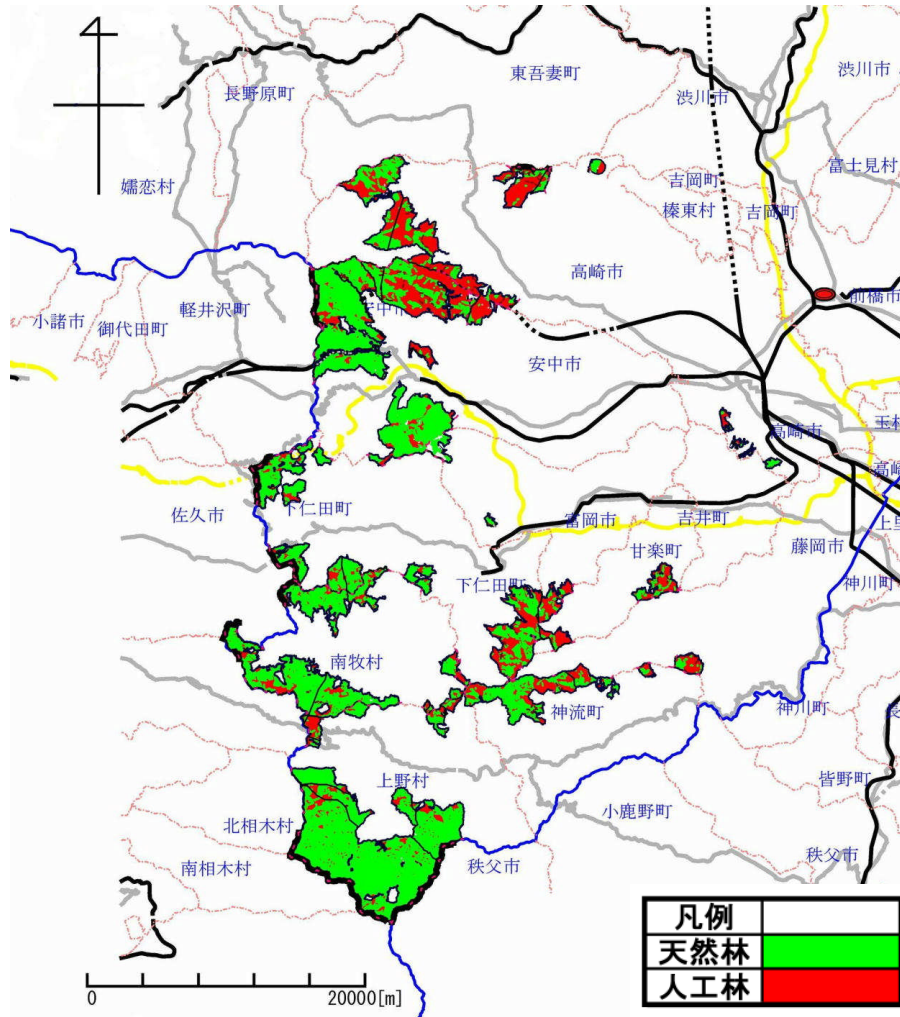
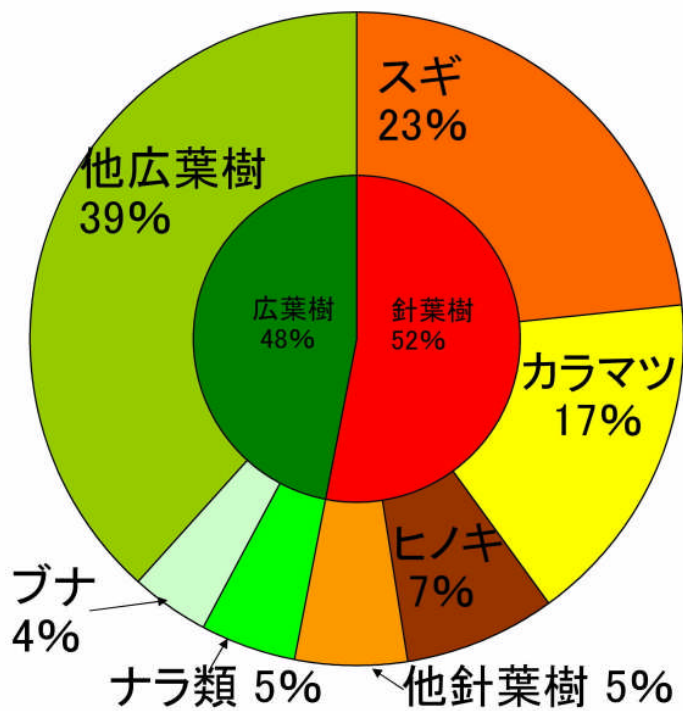
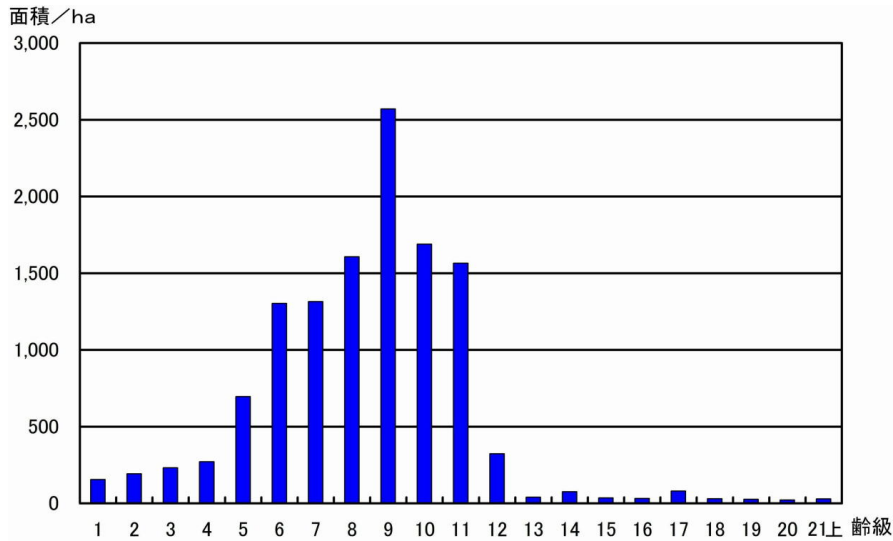


図-2 主な樹種構成 (材積比)



図－3 人工林の齢級構成



イ 主要施策に関する評価

前計画の平成17年度～平成21年度における当計画区での計画と主な施策は次のとおりとなっている。

① 伐採量

間伐*は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため、計画量を上回る実績となった。

また、主伐*は、地域における木材の安定供給を図るため、人工林の皆伐を主に計画したが、間伐量の増加に伴い木材供給量も補完できた。天然林は上野村檜原で大径材の供給等を計画したが、一部の実施は見合わせた。

(単位：材積m³)

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	94,307	148,622 (2,338)	86,289	152,793 (2,267)

注) () は間伐面積 ha である。

② 更新量

皆伐箇所の新植による確実な更新*を図るとともに、天然力を活用した天然下種2類更新(親木の種子が落下し発芽による更新)を計画したが、伐採を控えたため、天然更新面積は計画を下回った。

*【齢級】

林齢(樹木の年齢)を5年の幅にくくったもの。

1 齢級は、1～5年、
2 齢級は、6～10年、
10 齢級は、46～50年
などとなります。

*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木の間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

*【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内(人工林は40%以内)で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

*【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

(単位：ha)

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	233	121	241	5

③ 保護林*

当計画区に設定している保護林は、現状を把握するためのモニタリング調査を行った。その結果、シオジ群落及び天然ヒノキ群落に大きな変化はなく、健全な状態を維持していることが確認された。

(単位：面積 ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
植物群落保護林	2	410	2	410
計	2	410	2	410

④ レクリエーションの森*

自然観察教育林である小根山森林公園は、四季を通じ野鳥観察等、児童から年配者まで幅広い年齢層の人々に利用された。

妙義自然休養林は、奇岩群や地形等、優れた自然景観を背景に登山、自然探勝等多くの人々に利用された。

榛名湖風致探勝林は、榛名富士、榛名湖を中心に風光明媚な景観を維持しており、自然探勝、キャンプ等四季を通じ利用された。

野外スポーツ地域である観音山スポーツ林は、都市近郊の森林公園として、スポーツや保健休養の場として四季を通じ利用された。

風景林である大山、香坂矢川峠、立岩、日向山、荒船山は、いずれも眺望等優れた景観を維持している。

なお、その他レクの森施設のうち1箇所（駐車場敷）を借受人に売却したため減となった。

(単位：面積 ha)

種 類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
自然休養林	1	1,009	1	1,009
自然観察教育林	1	91	1	91
野外スポーツ地域	1	77	1	77
風景林	5	458	5	458
風致探勝林	1	97	1	97
その他レクの森施設敷	7	3	6	2
総 数	16	1,735	15	1,734

*【保護林】

P23 に具体的に説明。

*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

(3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス*に属しており、この中で国全体としての客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針に整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全*

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により、森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 希少猛禽類（オオタカ）の生息域で、生物多様性の向上を目指した森林施業と木材生産との両立を図るため、「オオタカモデル森林」を設定
- ・ 希少猛禽類（クマタカ）の生息域周辺での森林施業の実施に当たり、モニタリングを実施し繁殖活動を阻害しないよう配慮
- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化、広葉樹林化を推進
- ・ 保護林の設定・保全

イ 森林生態系の生産力の維持*

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の徹底的な間伐を推進
- ・ 人工林については、長伐期化を目指し高齢級の間伐を推進
- ・ 長伐期化に伴い、裸地面積を減少させることにより公益

*【機能類型区分】

P10 以降具体的に説明。

*【モントリオールプロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

*【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

的機能を維持

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ マツクイムシ防除対策（薬剤の樹幹注入等）の実施
- ・ 山火事を防止するための巡視の実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により長期的にみて裸地状態の面積を縮小
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の確実な更新
- ・ 下層植生の発達を促すため間伐を推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提

^{*}【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時にピーク流量を下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 高崎市の国有林野2箇所、約40haを「ふれあいの森」として、フィールドの提供及び技術指導の実施
- ・ 高崎市の国有林野約57haを地元小学校2校に、安中市及び上野村の国有林野各1箇所約4haを民間団体に、フィールドの提供及び森林環境教育、体験活動、技術指導等の実施
- ・ 上野村において森林の適正な管理を行いつつ、森林の力を活用して健康づくりやストレス解消へ生かす、森林セラピーの基地としてフィールドを提供
- ・ レクリエーションの森の設定と利用促進
- ・ 木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング^{*}等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」^{*}の設置や森林計画等の策定に当たっての意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP^{*}等の充実による情報発信
- ・ 保護林のモニタリングや森林調査の着実な実施

^{*}【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

^{*}【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

^{*}【ホームページアドレス】

<http://www.kanto.kokuyurin.go.jp/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 碓氷川・烏川流域：128 箇所の溪間工・山腹工、1,825 ha の森林の整備、鏑川流域：60 箇所の溪間工・山腹工、736 ha の森林の整備、神流川流域：47 箇所の溪間工・山腹工の設置、481ha の森林の整備</p> <p>【水土保全機能の維持】 水土保全林 24,500 ha のうち約 3,200 ha で森林整備（間伐）を計画</p>
共 生	<p>【生活環境保全】 高崎市の観音山地区で松くい虫被害のまん延防止のため薬剤の樹幹注入を実施（薬効期間：4年）</p> <p>【ふれあい】 学校等と連携した森林環境教育を推進</p> <p>【貴重な森林の保全・整備】 「オオタカモデル森林」として 2,079 ha を設定</p>
循 環	<p>【木材の供給】 分収林の主伐、増大する間伐により木材の供給を行う。</p> <p>【森林資源の適切な整備】 森林整備（間伐）の実施とともに、効果的、効率的な森林整備を行うため 12 km の林道の開設を計画</p>
地球温暖化 防 止	<p>育成林 14,300 ha のうち約 3,400 ha の間伐を計画、天然生林* 14,700 ha のうち 91 %にあたる 13,400 ha を保安林として保全。</p>

*【本項に係る天然生林】
左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え、岩石地や草生地など林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととし、国有林野を、国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保持林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

特に、本計画区に多く生息する森林性猛禽類*については、餌動物の生育環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりクマタカ、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等と緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

なお、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合や新たに生息、生育が確認された場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業を行う場合の留意点又は施業を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、より適確な保全策を講ずることとする。

また、当計画は、首都圏をはじめ都市部から比較的近距離にありながら、豊かな森林や地域の自然条件等に適した植物の生育場所、自然景観等に恵まれていることから、森林内の散策等を親しみながらそこからの眺望を期待したり、森林を利用した地域イベントの開催などの要望も多い。一方、森林を構成する樹木は、人工林、天然林ともに成長しており、樹高が伸びるに従って見通しが悪くなり、期待する眺望が消失してしまう場合やイベント効果の低減にもつながるため、眺望回復のための伐採要望も多い。このため、森林の持つそれぞれの機能の発揮はもとより、植生の保全等にも十分留意した上で、これらの要望に応えるよう努めるものとする。

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

ア 水土保全林における管理経営に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保全林については、次のとおり国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保全林 24,609 ha（国土保全タイプ 2,804ha、水源かん養タイプ 21,805 ha）としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは、前計画の計画期間中分収林（分収育林及び分収造林）の販売・収益分収が完了し契約が解消され、周辺森林の機能類型と一体的に管理することが適当と認められる森林について、資源の循環利用林から水土保全林に、レクリエーションの森の新規設定（碓氷峠風景林）に伴い水土保全林から森林と人との共生林に見直したものである。管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」（細野地区（158～189林班）においては別冊「オオタカモデル森林管理経営計画書」）に示すとおり。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層*で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらの条件を維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水土保全林の面積

（単位：ha）

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	2,622	21,884	24,506

*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上
部、枝や葉の集まった
部分。一般に、針葉樹
は円錐形、広葉樹は球
形やほうき形になり
ますが、周囲の影響に
よって変わります。

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 3,503 ha（自然維持タイプ 1,496 ha、森林空間利用タイプ 2,007 ha）としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは、レクリエーションの森を新規設定することとし、水土保持林から森林と人との共生林に見直したものである。管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

特に、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。なお、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

特に、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
	うち、保護林	うち、レクリエーションの森			
面積	1,496	410	2,246	1,974	3,742

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 908 ha としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは、前計画期間中に分収林（分収育林及び分収造林）の販売・収益分収が完了し契約が解消され、周辺森林の機能類型と一体的に管理することが適当と認められる森林について、資源の循環利用林から水土保持林に編入することによるものである。管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」（細野地区（158～189 林班）においては別冊「オオタカモデル森林管理経営計画書」）に示すとおり。

資源の循環利用林の面積

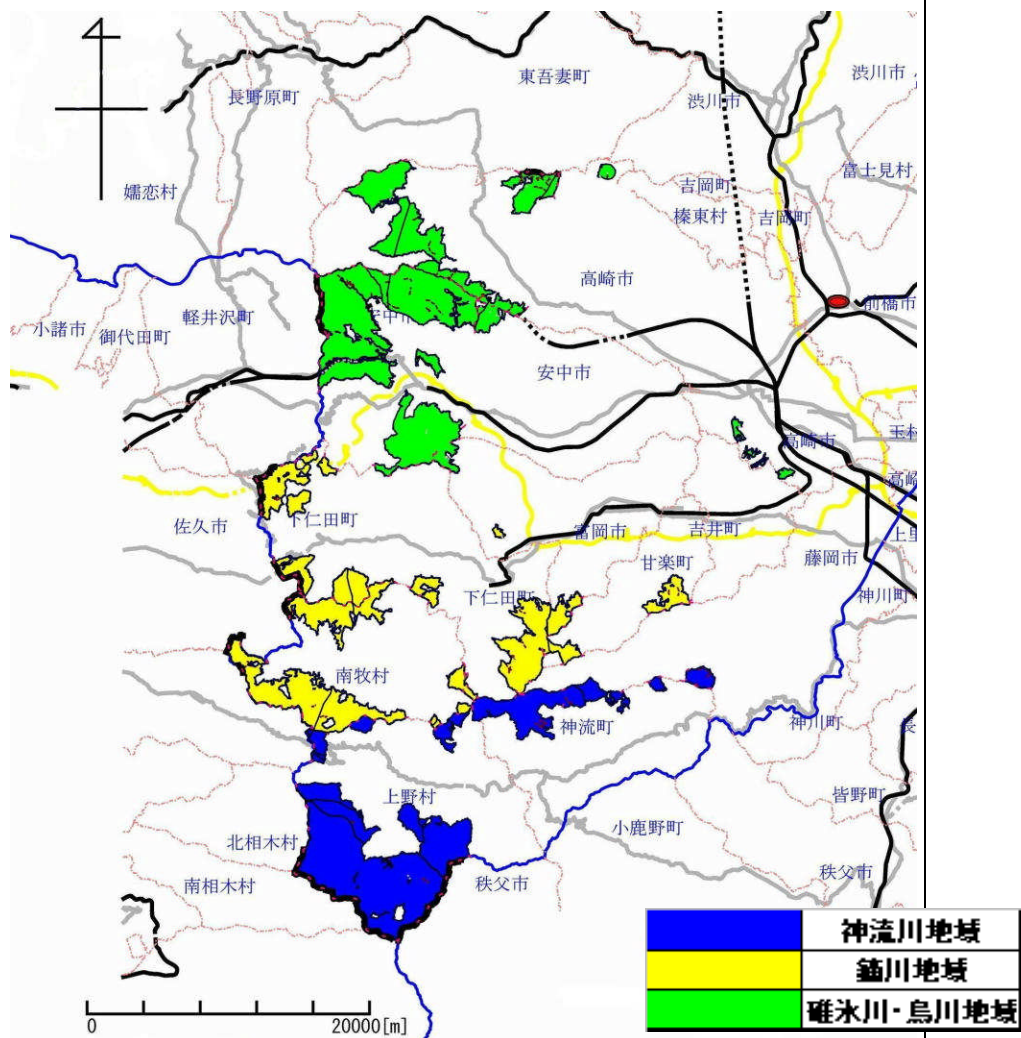
（単位：ha）

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	761	5	766

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、神流川地域、釜川地域、碓氷川・烏川地域の3地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

図-4 西毛計画区の団地別図



ア かんながわ 神流川地域 (20、34～41、43、44、46、49、59～86林班)

当地域は、南は埼玉県、西は長野県との県境と接し、源流部は、イヌブナ、カエデ等の広葉樹林となっている。

神流川の支流である北沢には、原生的なシオジを多く含む天然林があり、「上野権原のシオジ」として天然記念物に指定されているほか、この区域を含む周辺一帯を植物群落保護林として設定している。また、天丸山西面の沢筋にはシオジやサワグルミ、尾根筋には天然ヒノキの群落が見られ植物群落保護林として設定しており、これら2箇所の天然林は、群馬県の自然環境保全地域特別地区にも指定されていることを踏まえ、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持、

保全を重視した管理経営を行うこととする。

当地域の南端の神流川源流部に位置する御巢鷹山^{おすたかやま}周辺の森林については、昭和60年に航空機事故が発生し、慰霊登山等が行われていることを踏まえ、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、景観の維持を重視した管理経営を行うこととする。

また、当地域の大部分が水源かん養保安林に指定されており、首都圏の水源池として重要なことから、上記以外は水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能を重視した管理経営を行うこととする。

イ 鑓川^{かぶらがわ}地域（1～19、21～33、42、45、47、48、50～58林班）

当地域は、計画区の西部に位置し西端は長野県境に接している。当地域の南側を南牧・稲含地区、北側を荒船地区に区分し、それぞれの管理経営は、次のとおり行うこととする。

① 南牧・稲含^{なんもく いなふくみ}地区（1、12～19、21～33、42、45、47、48、50～58林班）

当地区の源流部は、ミズナラ等の広葉樹林を主体とする天然林で、大半が水源かん養保安林に指定されている。

中流部は、県内でも民有林・国有林ともに人工林率が高い地区であり、生産された木材は「かぶら材」として地域ブランド化が図られるなど、スギ、ヒノキを中心とした優良な人工林地帯であると同時に、下流域の生活用水等の貴重な水源地として期待されている。

これらを踏まえ、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、継続的な木材生産を図りつつ水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 荒船^{あらふね}地区（2～11林班）

当地区は、山頂部が平坦に侵食された特異な山容を呈する荒船山（1,423m）の北部～東部の源流部に位置している。

上部は、急峻で険しく起伏が大きい地形であり、一部には地滑りも見られることから、土砂流出防備保安林に指定されている。このため、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、長野県境で優れた景観を有している森林は、レクリエーションの森として「荒船山」、「香坂矢川峠^{こうさかやがわとうげ}」「大山^{おおやま}」の各風景林を選定しており、森林と人との共生林（森林空間利用タイ

プ)に区分し、景観の維持、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 碓氷川・烏川地域 (87～90、101～285林班)

当地域は、計画区の中央東部、北西～北部に位置し、西端は長野県境に、北端は吾妻森林計画区に接している。当地域の東部を観音山地区、西部を妙義地区、北西部を霧積地区、北部を細野、倉渕・榛名地区に細分し、それぞれの管理経営は、次のとおり行うこととする。

① 観音山地区 (87～90林班)

当地区は、標高は 100 ～ 210m の観音山丘陵内にあり、高崎市街地の近郊林として地域住民の保健休養の場、散策の場として親しまれているため、レクリエーションの森（野外スポーツ地域）を設定している。また、都市計画法による風致地区にも指定されていることから、風致の維持が特に期待されている。このため、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、景観の維持、生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 妙義地区 (101～117、156、157林班)

当地区は、上毛三山の 1 つに数えられ険しく切り立った岩峰で有名な妙義山（主峰：金洞山 1,073m）の周辺に位置する。

妙義山を構成する奇岩怪石は、屏風岩、石門、ローソク岩、大砲岩、筆頭岩等の名前が付けられ親しまれている。これら特異で優れた自然景観を有していることから、妙義荒船佐久高原国定公園に指定されている。

当地区は、都市部から比較的近距離にあることから、自然景観、四季を通じた野鳥との出会い、登山など森林を利用した保健休養の場として優れているため、レクリエーションの森（妙義自然休養林・小根山森林公園自然観察教育林）として設定しており多くの人々に利用されている。

これらを踏まえ、主に森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、景観の維持、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、碓氷川支流の中木川上流部は水源かん養機能を重視した水土保持林（水源かん養タイプ）に、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の区域については、山地災害防止機能の発揮を重視した水土保持林（国土保全タイプ）に、分収林は資源の循環利用林に区分し、各機能を重視した管理経営を行うこと

とする。

③ きりづみ霧積地区（118～155林班）

当地区は、長野県軽井沢町に接する碓氷川の源流部に位置し、ブナ、ケヤキ等の天然林が広がる国道18号線（旧道）沿線については、隣接する旧信越本線に架けられた煉瓦造りのアーチ式鉄道橋（通称めがね橋）をはじめ、新緑や紅葉、緑のトンネルなどが一体となり、優れた景観が形成されている。この優れた景観を後世に引き継ぐため、新たにレクリエーションの森として設定することとし、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分して、景観の維持を重視した管理経営を行うこととする。

また、長野県軽井沢町境の稜線は長野県側が緩傾斜なのに比べて群馬県側が急傾斜という特徴があり、県境の尾根筋に生育している大径のミズナラ、クリ等天然林及び特異な地形を維持するため、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。

当地区は総じて急峻な地形であり、ミズナラ、クリ、ケヤキ等を主体とした天然林が大部分を占めるが、比較的緩傾斜地にはスギ、ヒノキ、カラマツ人工林が造成されている。これらの森林は、霧積川、碓氷川の源流部にあり、下流域の水源地として重要である。このため、重要な水源地として期待されている森林については、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

さらに、国道18号線（旧道）周辺や霧積温泉の周囲の一部には、崩壊しやすい地質となっている箇所があることから、これらの地区は水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能を重視した管理経営を行うこととする。

④ ほその くらぶち はるな細野、倉渕・榛名地区（158～285林班）

当地区は、増田川及び烏川の上流部に位置し、「細野ヒノキ」など地域ブランド化が図られており、木材生産活動が盛んであるとともに、下流域の生活用水等の重要な水源地帯として期待も高い地区でもあることから、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

特に、細野地区（158～189林班）の国有林2,079haでは、人工林が約8割を占める一方、森林生態系の頂点をなし生物多様性のシンボルであるオオタカをはじめ、ハイタカやノスリなどの猛禽類が生息しており、これら希少猛禽類の保護と森林施

業との調整に関する調査研究を進めてきた。

こうした取り組みを踏まえ、人工林地帯における生物多様性の保全と木材生産の両立が実現可能な森林状態に誘導するための森林施業を展開するため、「オオタカモデル森林」を設定し、オオタカをアンブレラ種・シンボル種と位置付け、長期的視点に立って、木材の持続的な生産を図りつつ、オオタカの生息環境の維持・向上を図るための先駆的な施業を行うこととする。

「オオタカモデル森林」においては、従来の施業体系を再編し、エリア全体としての水源かん養機能の維持・向上を図りつつ、オオタカの狩場環境や営巣環境、餌となる鳥類や小動物の生息環境の改善、効率的な木材生産を体系的に進めるために特別な森林施業を実施するものであり、具体的な森林の取扱いについては、別冊「オオタカモデル森林管理経営計画書」に示すとおりとする。

また、上毛三山の1つである榛名山の象徴として親しまれている榛名富士（1,391m）周辺の国有林野は、カラマツ人工林もあるが周辺のみズナラを主体とした天然林と一体となった森林景観を構成しており、「榛名湖風致探勝林」としてレクリエーションの森に選定し多くの人々に利用されている。

かつての噴火口に水をたたえた榛名湖と榛名富士が生み出す優れた景観を背景に、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、景観の維持、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取組んでいくことが必要である。

これまでも国有林として、木材の安定供給、低コスト恒久的路網の整備、体験林業、森林教室の開催等に取り組んできたところであるが、さらに、流域管理システムの推進に向けて、引続き国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により先導的・積極的に取り組むこととする。

(1) 流域ニーズの的確な把握

林業関係機関・団体等との連携を深め、木材の安定供給、間伐材の需要拡大、森林施業の効率化・低コスト化等の課題や要請を的確に把握するとともに、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

安中市細野地区に設定した「低コスト恒久的路網」のモデル林は、随時間伐の実施を可能とした路網の整備と併せて、水源かん養機能の高い多様性のある人工林の整備を可能としたものであり、国有林のみならず民有林を含めた作業路網の普及拠点として活用を図ることとする。国有林野における管理経営や技術について現地を通して国民にわかりやすく提示するとともに、ホームページに掲載し情報提供する。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

間伐の促進及び効率的な森林整備を図るため、民有林と連携して森林整備等の推進に努めることとする。

特に間伐の推進については、森林吸収源対策の観点からも利用拡大を図ることが急務となっているため、引続き治山工事、林道工事への木材利用を積極的に進めるとともに、地方自治体及び地域住民等に間伐材利用のPRに努めることとする。

(4) 下流域との連携について

「遊々の森」等において教育機関と連携し小学生等に森林教室、体験活動の開催など、森林とのふれあいの場の提供を通じ、森林の働き、林業の役割等の情報を広く国民にわかりやすく提供することとする。

また、企業や地域におけるボランティア団体等による森林整備、各種イベント、森林教室等を通して、森林の働き、林業の役割等を分かりやすく提供するとともに、これらイベント等の開催に当たっては、主催者や関係者と連携を図りながら行うこととする。

4 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

① 伐採総量^{*} (単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	55,347	233,534 (3,445)	303,281 《 14,400 》

注) 1 間伐欄の () は、間伐面積 (ha)

2 計欄の 《 》 は、臨時伐採量 (m³)

② 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	204	104	308

③ 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	798	150	272

④ 林道^{*}の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
計	9	12,240	66	1,240

*【伐採総量】

森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。なお、国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる、臨時伐採量を含みます。

【臨時伐採量】

伐採時や搬出時に支障木の発生が予想されるが、現時点では伐採箇所を特定することが困難なものに係る見込みの伐採量のことです。

*【林道】

木材を主とする林産物の搬出、林業経営に必要な資材の運搬、森林の保護管理、巡視等に使用する森林内を通る道路です。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から春季にかけて降水量が極めて少なく乾燥が著しい地域であり、また、この時期は狩猟期とも重なり県内を始め近県からの狩猟者やシイタケ原木等の伐採作業者の入山等、乾燥した林内に立ち入る機会が多くなるので、特に注意が必要である。また、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、早期発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理するため、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、森林保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

国有林野の境界は、都市近郊の里山から埼玉・長野県境に至る山岳部にかけて位置している。また、農地、住宅地と隣接しており、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの啓発・普及

当計画区は、山岳、豊かな森林等優れた自然景観に恵まれており、近年のトレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にあるが、それに伴いゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。これらに対してはゴミの持ち帰りはじめ自然を守ろうとする意識を持つことが解決策の一つと考えられることから、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害は、小康状態にあるものの夏期の高温小雨といった気象条件等により被害が激化することもある。松くい虫被害対策は、早期発見を旨とし、被害が発生した箇所について、蔓延防止対策を個別に実施していくほか、民有林及び関係機関との連携を図りつつ対応していくこととする。

特に、高崎市の観音山の松林は、都市計画法による風致地区、水源かん養保安林、保健保安林*に指定されており、生活環境保全が重要な地区であることから、被害防止に努めることとす

*【保健保安林】

森林による気象条件の緩和、塵埃、煤煙等の濾過作用等及び市民のレクリエーション等の保健、休養の場として、生理的、心理的効果により公衆の保健、衛生に役立ちます。

る。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、当計画区では学術的価値等を有する植物群落の保護を目的に、2箇所、410 ha の植物群落保護林を設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を開始したところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、自然の推移に委ねることを基本とするが、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
植物群落保護林	2	410
計	2	410

○ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要なかつ効果的であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。

4 その他必要な事項

(1) ニホンジカ、ツキノワグマによる食害、剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項

近年、ニホンジカによる植栽木の食害や剥皮が南牧村から下仁田町まで拡大している。また、ツキノワグマによる剥皮が安中市松井田町から高崎市倉渕町にかけて発生している。

剥皮が幹の全周に及ばない場合は、枯死に至らず、一見健全な森林に見えるため、クマ剥ぎの拡大状況を的確に把握することが難しく、クマ剥ぎが発生する条件や剥皮防止に関する知見の集積は十分でない。

当面は、巡視等によりこれらの状況の把握に努め、立木の枯死が面的に広がり公益的機能の低下のおそれのある箇所や分収育林等を重点に防除対策を行うこととする。

(2) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止等の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林の45%は人工林となっており、このうち約6割が間伐適期の林分となっている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や分収林契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することとする。

また、木材の価格安定を図るため素材の需給動向を把握し国有林材の計画的な供給に努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材受給についての情報交換を通じ、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図るものとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の国有林野は、群馬県南西部の長野県、埼玉県との県境に位置し利根川支流の神流川、鏑川、碓氷川、烏川等の大小河川の水源地となっており、近隣地域を含め首都圏の水がめとして重要な森林地帯となっている。また、群馬県を代表する上毛三山に数えられる榛名山や妙義山を始め多くの名山など優れた自然環境や景観、温泉、湖沼等が首都圏から100 km 圏内にあり、高速道路、新幹線などの交通網の整備が進み観光的立地に恵まれている。

公用、公共用、公益事業による活用を推進するとともに、健康の維持増進、心身の安らぎやリフレッシュを目的としたレクリエーションの森の利用を推進することとする。

また、高崎市街地近郊に位置する観音山地区は、保健休養とレクリエーション利用を目的とした公共施設の整備が図られており今後も関係自治体との連携を図り、自然環境、風致保全等に配慮した国有林野の活用を推進する。

特に、妙義自然休養林については、妙義神社や奇岩怪石の富む山容やオシドリの繁殖地となっているなど、都市近郊にあり国民が気軽に森林や自然とふれあえる拠点として親しまれている。このため地方公共団体等と連携し、自然環境に配慮しつつ安全性の高い施設整備、森林景観整備等に努め、看板類の整備、リーフレットの配布等各種情報手段の活用を通じて情報提供に努めることとする。

なお、国有林野の活用にあたっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図るものとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路、農耕地－売払い等
- (2) きのこと、山菜等の産物採取－共用林野*契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等－分収造林契約等
- (4) ダム、公園、道路等公共用、地域産業の振興－貸付、売払等
- (5) レクリエーション利用－使用許可等

3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図

*【共用林野】

国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

るものとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努める。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したいという要望に積極的に応えるため、高崎市街地西部観音山周辺に国民参加による自主的な森林整備活動の場として「ふれあいの森」を設定する。

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助情報の提供などを通じ、国有林野を身近なものとして受け入れられるよう努めるものとする。

名 称	面 積 (ha)	所 在 市町村	位置 (林小班)
ふれあいの森	40	高崎市	87に ¹ 、る ¹ とる ^り 89い、ろ、と〜り

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

その一環として、高崎市に設定した「遊々の森」(さぬ山たんけんランド)において、地元小学生を対象に国有林野をフィールドとした森林環境教育、体験活動等の支援を行う。

また、森林管理署等主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組に努めるものとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めるものとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

群馬森林管理署に設定されている各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。特に、地球温暖化防止のための森林吸収源対策を始め、森林の健全性を確保し国土の保全、生物多様性の保全や良好な景観の形成といった観点からも、人工林の間伐や針広混交林化へ誘導するための整備を計画的に実施していくことが必要であり、これらを効果的、効率的に進めていくためには、長きにわたり繰り返し利用できる路網の整備が重要である。

路網の整備に当たっては、低コストでも台風や雨に強く壊れにくい作業路の開設が重要であり、このための作業技術の開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、施業指標林^{*}、各種試験地等の展示等を通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

具体的には、林業技術の普及の一環として、国有林野内で推進している技術開発に取り組んでいる低コストで壊れにくい作業路の作設方法を普及するため、請負事業者、森林組合、地方自治体森林管理局・署職員等による合同の現地検討会を開催するなど、積極的な普及活動に取り組んできたところであり、今後も地域の要望に応じていくこととする。

また、この路網整備箇所は、「低コスト恒久的路網モデル林」として展示し、広くその普及に努めることとする。

これら林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の森林の有効活用や未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受付体

^{*}【施業指標林】

積極的に推進すべき施業や新たに開発された技術を取り入れている林分で、施業の推進や技術の普及を図るための指標としている林分。

制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他必要な事項

該当なし。